

兵労発基 1120 第 1 号
令和 2 年 11 月 20 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会会長 殿

兵 庫 労 働 局 長



「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」の実施に伴う協力要請について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、兵庫労働局においては、平成 30 年度を初年度とする兵庫第 13 次労働災害防止推進 5 か年計画に取り組み、また、前年度からは兵庫リスク低減 M S 運動を運営する等、労働災害防止に努めており、前年は労働災害による死者数及び休業 4 日以上の死傷者数とも減少しました。

しかしながら、本年は 10 月に死亡労働災害が多発したことにより、11 月 12 日の時点で、前年同期の死者数 25 人を既に上回る 28 人の労働者の尊い命が失われるという誠に厳しい状況にあります。

このため、当局では、死亡労働災害の根絶に係る緊急対策として、令和 2 年 11 月 20 日から令和 3 年 1 月 31 日までを実施期間とする「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」を年末年始に向けて集中的に実施することとし、「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を策定しました。

また、本職より「労働災害による犠牲者をこれ以上出さない」という強い決意をもって、兵庫県下における死亡労働災害の根絶を目指すため、実施要綱に基づき、別添の「兵庫緊急死亡労働災害根絶宣言」を行いました。

貴団体におかれましては、実施要綱にある趣旨を踏まえ、当該協力要請についてご了知いただぐとともに、傘下の団体、会員事業場等への協力要請並びに実施要綱に定める実施事項の取組について、格段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。